

中小企業販路開拓等支援事業費補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、県内地場産業の活性化を図るため、当該事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県内中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する小規模事業者（知事が別に定める者を除く。）を除く。）のうち、県内に本社又は事業所を有するものをいう。
- (2) 連携体 2以上の中小企業者等で構成されるグループで次の要件を満たすもののうち、運営規約、事務処理体制及び当該グループの存続性等から判断して知事が適当と認めたものをいう。
 - ア 当該グループの構成員の中に必ず製造業に属する県内中小企業者が参加していること。
 - イ 当該グループの構成員の半数以上が県内中小企業者であること。
 - ウ 当該グループの代表者は県内中小企業者であって、この補助金に係る特別の会計を設けて、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）であることを明確にしていること。
 - エ 大企業が参加する場合にあっては、補助事業に要する経費から当該大企業が負担する補助事業に要する経費を控除していること。
- (3) 組合等 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会
 - イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に規定する商工組合及び商工組合連合会
 - ウ 一般社団法人又は一般財団法人（以下「一般社団法人等」という。）であって、当該法人の直接又は間接の構成員の3分の2以上が県内中小企業者であるもの
 - エ 一般社団法人等であって、市町村が財産を拠出しているもの
 - オ その他知事が適当と認める団体
- (4) 実行委員会 市町村が参画し、県内中小企業者及び組合等と連携し、及び協力して事業を実施する実行委員会形式の運営組織をいう。
- (5) 地場産業 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）第2条第1項の規定による経済産業大臣の指定を受けた伝統的工芸品、岐阜県知事の指定を受けた郷土工芸品その他県内の歴史、風土、経営資源等により地域に根ざした陶磁器、繊維・衣服、和紙、刃物、木工、加工食品等の製品を製造する産業をいう。
- (6) 連携体等 連携体、組合等及び実行委員会をいう。

(補助事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、地場産業の振興に係るものとし、次に掲げる事業のいずれかとする。

- (1) 見本市等への出展。ただし、県内中小企業者は海外への出展のみとし、連携体等については、当該連携体等に属する会員等が3者以上共同して出展する場合に限る。
- (2) 見本市等の開催であって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 見本市等を初めて開催するもの

イ 市町村が当該見本市等の開催に要する経費について補助金その他これに類する財政的支援（以下「市町村支援」という。）を行うもの

(3) 担い手育成

(4) 地場産業ブランディング

(5) その他県内地場産業の振興に資するもので、知事が特に必要と認めるもの

2 前項に規定する補助事業に関する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 見本市等

製品又はサービスの展示・販売を通じて商談機会の創出及び販路開拓を図ることを目的として実施される展示会、商談会、トレードショーその他これらに類する催事をいう。

(2) 出展

見本市等において、自らの製品又はサービスを展示し、商談又は広報活動を行うために、ブースその他これに類するスペースを設け、又はこれに相当する方法により参加することをいう。

(3) 開催

見本市等の企画、会場の設営、出展者の募集、広報、運営その他これらに付随する一連の業務を実施することをいう。

(4) 初めて開催する

「初めて開催する」とは、次のいずれにも該当する場合をいう。

ア 当該見本市等について、申請者（又は申請者を構成する団体）が過去に同一又はこれと実質的に同一の内容により開催した実績を有しないこと。

イ 当該見本市等が、名称、内容、開催目的等に照らし、継続的又は定期的に実施されているものと認められないこと。

ウ その他、知事が初開催として適当であると認めること。

(5) 市町村支援

「市町村支援」とは、当該見本市等の開催に関し、市町村が当該見本市等の主催者（実行委員会を含む。）に対し、開催に要する経費の全部又は一部を補助する補助金、負担金、助成金その他これに類する財政的支援を行うことをいう。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、地場産業に係る製造業を営む、県内中小企業者（小規模事業者を除く。）及び連携体、組合、実行委員会等とする。

(欠格事由)

第5条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付の対象としない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）

(4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等

(5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5

- 年を経過しない者をいう。以下同じ。) を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
 - (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
 - (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等
 - (9) 県税を完納していない者

(補助対象経費)

第6条 経費(以下「補助対象経費」という。)、補助上限額、補助下限額並びに補助金の額は、別表1のとおりとする。

(他補助金との関係)

- 第7条 補助事業者は、同一経費について、国、地方公共団体その他の団体が交付する補助金又は助成金(以下「他補助金等」という。)による支援を受けることはできない。
- 2 ただし、他補助金等と本補助金との対象経費が明確に区分され、重複補助とならないことが明らかである場合は、この限りでない。
 - 3 前項の適用を受けようとする者は、当該区分状況を示す書類を県に提出しなければならない。

(補助金の交付申請)

- 第8条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。
- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
 - 3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。
 - 4 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除額が明らかではないものについては、この限りでない。
 - 5 同一の補助事業者(代表者が同一である者、実質的に同一の構成員により構成される連携体又は組合等を含む。)は、同一年度内において、補助金の交付申請を1件に限るものとする。

(補助事業の着手時期)

- 第9条 補助事業の着手時期は、交付決定のあった日以降でなければならない。ただし、補助事業の性格上又はやむを得ない理由があると知事が特に認めた場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書の規定の適用を受けようとする者は、補助金交付申請書に事前着手理由書(別記第2号様式)を添付するものとする。

(審査及び採択基準)

- 第10条 知事は、補助金の交付の申請があった場合において、次に掲げる基準により審査を行い、補助金の交付の可否を決定するものとする。
- 一 補助事業が地場産業の振興につながると認められること。
 - 二 事業計画の内容が具体的かつ実現可能であり、事業効果が見込まれること。
 - 三 補助対象経費の積算が妥当であり、事業遂行能力が十分であること。
 - 四 地域経済への波及効果、地場産業振興への寄与が認められること。

五 その他、知事が必要と認める事項。

2 知事は、前項の審査を行うに当たり、必要に応じて外部有識者の意見を聴取することができる。

(補助金の交付決定)

第11条 知事は、補助金の交付の決定を行ったときは、補助金の交付の申請をした者に通知する。

2 知事は、前項の規定により交付の決定を行う場合において、第8条第4項の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適正と認めるときには、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、第8条第4項ただし書の規定の適用を受けて交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定時において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

4 知事は、補助金の交付の決定に当たっては、必要に応じ、専門家の意見を聴取することができる。

(補助金の交付の条件)

第12条 補助金の交付を決定する場合に付ける条件は、次に掲げる事項とする。

(1) 規則第6条第1号から第4号までに掲げる事項

(2) 補助事業の完了により補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合においては、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきこと。

2 規則第6条第1号の知事の定める軽微な変更は、別表1補助事業の欄に掲げる事業ごとに補助対象経費相互のいずれか低い額の20パーセント以内の配分の変更とする。

3 規則第6条第2号の知事の定める軽微な変更は、補助金の交付の目的又は補助事業の能率に影響を及ぼさない範囲の変更及び補助事業の細部の変更とする。

4 補助事業者が規則第6条第1号から第3号までの規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書及び同条第4号の規定により報告しようとする場合の報告書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 規則第6条第1号又は第2号の承認 事業経費配分(内容)変更承認申請書(別記第3号様式)

(2) 規則第6条第3号の承認 事業中止(廃止)承認申請書(別記第4号様式)

(3) 規則第6条第4号の規定による報告 事業遅延等報告書(別記第5号様式)

5 補助事業の実施により、補助対象経費に係る自己負担額を著しく超える収益が生じた場合には、当該収益に相当する額の全部又は一部を、補助金交付額を限度として、知事が定めるところにより収益納付を求めることがある。

6 前項に規定する「収益」とは、補助事業により直接得られた収入から、当該収入を得るために通常要する経費を控除したものをいう。

7 連携体等が補助事業として見本市等を開催し、又は出展した場合において、当該見本市等における売上が各参加事業者に帰属し、当該連携体等が売上の一部又は全部を徴収しないときは、当該売上は前項に規定する収益には該当しないものとする。

8 前三項に規定する収益の算定及び納付の方法その他必要な事項は、知事が別に定める。

(暴力団の排除等)

第13条 規則第4条の規定による申請があった場合において、当該申請をした者が第5条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第5条の規定に該当することが明らかになったときには、規則第17条第1項の規定により、補

助金の交付決定を取り消すものとする。

- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(申請の取下げ)

- 第14条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から20日以内とする。

(実績報告)

- 第15条 実績報告書の様式は、別記第6号様式のとおりとする。

- 2 実績報告書には、別記第6号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日(廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。)から起算して30日を経過した日又は交付決定の日の属する年度の2月末日のいずれか早い日を原則とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、知事は、実績報告書の提出期限について、必要に応じて別に定めることができる。
- 5 実績報告書の提出を行う場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかなき場合は、当該消費税等仕入控除税額を減額して提出しなければならない。

(履行確認)

- 第16条 知事は、実績報告書の提出を受けたときは、速やかに履行確認を行う。
- 2 前項の場合において、実績報告書により履行の確認ができないときは、現地確認又は聴取により履行の確認を行うことができる。
- 3 知事は、前項の規定により現地確認を行うときは、商工労働部所管補助金等の検査に関する要領により実施するものとする。

(補助金の交付時期等)

- 第17条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事が必要と認める経費については、概算払により交付することができる。
- 2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(別記第7号様式)を知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項ただし書の規定の適用を受けて補助金の概算払を受けようとするときは、別記第8号様式による概算払請求書を提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第18条 補助事業者は、補助事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第9号様式により速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による報告があった場合は、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類、帳簿等の保存期間)

- 第19条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間とする。

(実施結果の状況報告等)

- 第20条 補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度及び翌々年度の各年度において、知事が別に定める期日に、当該補助事業に係る直近1年間の販路開拓に係る状況等につ

いて、事業実施後状況等報告書（別記第10号様式）を作成し、当該期日の翌月の末日までに知事に報告しなければならない。

（成果の発表）

第21条 知事は、補助事業で実施した事業の成果について必要があると認めるときは、補助事業者に発表させることができるものとする。

（書類の提出部数等）

第22条 この要綱により補助事業者が提出する書類の部数は、1通とする。

（補助事業の表示）

第23条 補助事業者は、補助事業に係る成果物、印刷物、配布物、掲示物、ウェブサイト、報道発表、イベント等（以下「成果物等」という。）において、当該事業が本要綱に基づく補助金の交付を受けて実施された旨を別表2に定めるところにより明示しなければならない。

2 前項の表示は、閲覧者が容易に認識できる位置及び大きさで行うものとする。

3 第1項の表示に要する経費は、補助対象経費とする。

（立入検査等）

第24条 知事は、この要綱に基づく補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、又は当該事務担当職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（その他）

第25条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年度分の予算に係る補助金から適用する。

（適用年度の追加）

2 この要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金にも適用する。

3 この要綱は、令和6年度分の予算に係る補助金にも適用する。

4 この要綱は、令和7年度分の予算に係る補助金にも適用する。

5 この要綱は、令和8年度分の予算に係る補助金にも適用する。

（廃止規定）

6 中小企業販路開拓等支援事業費補助金交付要綱（令和2年4月1日施行）は、令和6年度分の予算に係る補助金より適用されるこの要綱の施行に伴い、廃止する。

（経過措置）

7 前項の規定にかかわらず、廃止前の要綱に基づいて行われた補助金の交付決定、報告、返還その他一切の手続については、なお従前の例による。

別表1（第3条関係）

補助事業	補助事業者	補助対象経費	補助額（千円）		補助金の額
			上限	下限	
海外見本市等への出展	製造業に属する県内中小企業者	海外見本市等への出展に要する次の経費 交通費（委員旅費、専門家旅費及び職員旅費）、事務費（出展料、会場整備費、出展代行費、通信運搬費、通訳料及び翻訳料）、委託料（事務費に相当する経費に限る。）、その他知事が特別に必要と認める経費	1,000	150	補助対象経費の実支出額に3分の1以内の補助率を乗じて得た額と補助上限額とを比較して小さい方の額
(1)国内・海外見本市等への出展 (2)見本市等の初めての開催	連携体、組合等又は実行委員会。	(1) 国内又は海外の見本市等へ出展する場合に要する次の経費 交通費（委員旅費、専門家旅費、職員旅費及びバス借上費等）、事務費（出展料、会場整備費、出展代行費、通信運搬費、通訳料及び翻訳料）、委託料（事務費に相当する経費に限る。）、その他知事が特別に必要と認める経費 (2) 見本市等を開催する際に必要となる次の経費 謝金（委員謝金及び専門家謝金）、交通費（委員旅費、専門家旅費及び職員旅費）、事務費（会場借料、会場整備費、広告宣伝費、印刷製本費、通信運搬費、通訳料、翻訳料、資料購入費、消耗品費（本事業に使用するものに限る。）、雑役務費及び保険料）、委託料（見本市等開催事業の一部を委託する経費に限る。）、その他知事が特別に必要と認める経費	2,500	500	補助対象経費の実支出額に2分の1以内の補助率を乗じて得た額と補助上限額とを比較して小さい方の額
担い手育成事業	連携体、組合等又は実行委員会	担い手育成事業に要する次の経費 講師謝金、講師旅費、事務費（テキスト代、研修に要する原材料購入費、研修室借料、資料購入費、借料並びに機器及び道具類借料）、委託料（担い手育成事業の一部を委託する経費に限る。）、その他知事が特別に必要と認める経費	2,500	150	補助対象経費の実支出額に3分の1以内の補助率を乗じて得た額と補助上限額とを比較して小さい方の額
地場産業ブランディング事業	連携体、組合等又は実行委員会	地場産業のブランディングに向けた取組に要する次の経費 専門家謝金、専門家旅費、事務費（広告宣伝費、印刷製本費、通信運搬費、資料購入費）、広報ツール制作費又は改修費（動画、画像、冊子、ポスター、パンフレット、ブランドロゴ等）、商標登録費、委託料（地場産業ブランディング事業の一部を委託する経費に限る。）、その他知事が特別に必要と認める経費	2,500	150	補助対象経費の実支出額に2分の1以内の補助率を乗じて得た額と補助上限額とを比較して小さい方の額

(注)

- 1 交付額（交付決定額を含む。）が補助下限額未満となる場合（知事が別に定める場合を除く。）は零とする。又は、この表に掲げる補助下限額を下回る場合がある。
- 2 補助金の額が1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助対象経費に占める交通費の割合が50%以上の事業は、補助の対象外とする。
- 4 人件費、食糧費（会議における飲食費等という。）、振込手数料、各種添付書類の発行手数料及び消費税等（海外で課税される付加価値税（VAT）等を含む。）は、補助の対象外とする。
- 5 ビジネスクラス、グリーン車等特別に付加された料金は、補助の対象外とする。
- 6 連携体構成員間の取引により生じる経費は、補助の対象外とする。

別表2（第22条関係）

補助事業の標準的な表示方法
<p data-bbox="240 360 804 389">看板、銘板、広報誌、チラシ、パンフレット等</p> <div data-bbox="386 450 1225 734" style="border: 1px solid black; padding: 20px; margin: 20px auto; width: 80%;"><div data-bbox="978 622 1182 734" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto; text-align: center;">表 示</div></div>
表示内容
<p data-bbox="240 1014 868 1043">この〇〇〇は、岐阜県からの補助金を受けています。</p> <p data-bbox="724 1111 884 1171" style="text-align: center;">〇年〇月〇日 補助事業者名</p>

(注)

- 1 表示箇所は、紙面等の許す範囲とする。
- 2 表示された広報誌、チラシ、パンフレット等については、第13条に規定する実績報告書に添付するものとする。
- 3 構築部等への表示のように実績報告書への添付ができない場合は、構築物等への表示が分かる写真を実績報告書に添付すること。